

2016年12月15日 全16頁

# 法律・制度 Monthly Review 2016.11

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
小林 章子

### [要約]

- 11月の法律・制度に関する主な出来事と、11月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 11月は、米国大統領選挙で共和党のドナルド・トランプ氏が勝利したこと（8日）、公的年金の受給資格期間を10年に短縮する改正法が可決・成立したこと（16日）、消費税率引上げ延期に係る改正法が可決・成立したこと（18日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○11月の法律・制度レポート一覧	2
○11月の法律・制度に関する主な出来事	2
○12月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
各種株式報酬のインセンティブ等の比較	6
○レポート要約集	14
○11月の新聞・雑誌記事・TV等	16
○11月のウェブ掲載コンテンツ	16

## ◇11月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
15日	法律・制度 Monthly Review 2016.10 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	18
	トランプ氏の金融規制に対する考え方 ～ドッド・フランク法は廃止されるのか～	鳥毛 拓馬	金融制度	5
16日	決算短信、大幅簡素化へ ～サマリーのみの開示も可。コメントの最後の機会～	吉井 一洋	会計	8
21日	各種株式報酬のインセンティブ等の比較 ～インセンティブや税務・会計上の扱いを考慮して 導入することが重要～	金本 悠希	税制	22
29日	トランプ氏の税制改革案ー所得税編 ～米国は所得税の再分配機能を弱める方向に～	是枝 俊悟	税制	12

## ◇11月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<p>◇金融庁、「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」を公表（12月1日まで意見募集）。金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引として、外国清算機関において清算し外国又は外国法人を参照するいわゆるクレジットデフォルトスワップ取引等を指定している金融庁告示の適用期限を平成29年6月30日まで延長する内容。</p> <p>◇金融庁の総務企画局に「資産運用企画室」が設置。</p> <p>◇証券取引等監視委員会の証券検査課に「資産運用統括モニタリング長」が設置。</p>
2日	<p>◇国際会計基準審議会（IASB）、2017年から2021年までの作業計画を公表。</p> <p>◇国税庁、「振替納税の領収証書送付取りやめのお知らせ」を公表。平成29年1月以降、領収証書の送付に代えて、e-Tax上などで振替納税結果を確認するか、税務署で振替結果の証明を受けることができることとしている。</p>
4日	◇IFRS財団評議員会、IFRS諮問会議の新メンバーを公表。日本人は2名（再任）。
7日	<p>◇金融庁、財務諸表等規則、連結財務諸表規則及びガイドライン等の一部改正案を公表（コメント期限は12月6日まで）。リスク分担型企業年金導入に伴う改正。</p> <p>◇証券監督者国際機構（IOSCO）、市中協議報告書「その他格付関連商品」を公表（コメント期限は12月5日まで）。</p> <p>◇英国金融行為規制機構（FCA）、サンドボックスでの実験を認可した企業を発表。</p>
8日	<p>◇金融庁、企業内容等開示府令等の改正案を公表（意見提出期限は12月8日まで）。決算短信の記載内容である「経営方針」を有価証券報告書の記載内容に追加すること、国内募集と海外募集が並行して行われる場合に、海外募集に係る臨時報告書に記載すべき情報が全て国内募集に係る有価証券届出書に記載されている場合には、臨時報告書の提出を不要とするなどの内容。</p> <p>◇BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）、報告書「即時振込ーリテール決済のスピードとアベイラビリティの向上」を公表。</p>

8日	◇米国大統領選挙で共和党のドナルド・トランプ氏が勝利。同氏は政策の一つとして、ドッド・フランク法の廃止を挙げている。
9日	◇企業会計基準委員会（ASBJ）、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の公開草案を公表（意見提出期限は平成29年1月10日まで）。
10日	◇保険監督者国際機構（IAIS）、執行委員会の副議長に金融庁の太田国際政策管理官を選任。
14日	◇政府税制調査会、「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」を公表。個人所得課税について、配偶者控除、企業の配偶者手当、所得控除方式、諸控除のあり方の見直しなどを挙げている。 ◇政府税制調査会、「『BEPS プロジェクト』の勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理」を公表。 ◇財務会計基準機構（FASF）、第28回基準諮問会議を開催。新規テーマとして仮想通貨に係る会計上の取扱いが提案される。
15日	◇米国証券取引委員会（SEC）、統合取引追跡システム（CAT）の作成計画を承認。
16日	◇国民年金法等の一部改正法が可決・成立（公布は24日）。平成29年8月1日から、老齢基礎年金等の受給資格期間を現行の25年から10年に短縮するなどの内容。
17日	◇米国財務会計基準審議会（FASB）、キャッシュ・フロー計算書において、制限付の現金（Cash）を表示する会計基準更新書を公表。上場企業は2017年12月15日後開始事業年度から適用。
18日	◇消費税率引上げ延期に係る税制抜本改革法などの一部改正法が可決・成立（公布・施行は28日）。消費税率の10%への引上げ時期を2年半延期して平成31年10月1日からとするほか、軽減税率制度、インボイス制度及び住宅ローン減税制度などについても延期・延長するなどの内容。 ◇国税庁、平成28年度税制改正に伴い法人課税関係の申請、届出等の様式を改訂。
21日	◇金融安定理事会（FSB）、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）及びグローバルなシステム上重要な保険会社（G-SII）の2016年リストを公表。日本からはMUFG、みずほFG、SMFGが挙げられている。 ◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、「グローバルなシステム上重要な銀行に関する詳細」を公表。
23日	◇バーゼル委、市中協議文書「コルレス銀行業務に関する改訂付属文書」を公表。 ◇欧州委員会、銀行規制改革案を承認。非EU圏の銀行のうち、グローバルなシステム上重要な銀行、またはEU圏資産300億ユーロ以上の銀行に対し、EU圏内に中間持株会社の設立を要求する旨提案する内容など。
24日	◇金融庁の「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」、第4回会合を開催し、原則に盛り込まれるべき事項の案について討議。 ◇日本監査役協会の各委員会、報告書「『コーポレートガバナンス・コード（第4章）』の開示傾向と監査役としての視点—適用初年度における開示分析—」、「選任等・報酬等に対する監査等委員会の意見陳述権行使の実務と論点—中間報告としての実態整理—」及び「会計不正防止における監査役等監査の提言—三様監査における連携の在り方を中心に—」を公表。
25日	◇金融審議会の「市場ワーキング・グループ」、第10回会合を開催。フィデューシャリー・デューティーの原則案について討議。 ◇金融機能強化法等の一部改正法が可決・成立（公布・施行は12月2日）。金融機能強化法（国による資本参加）、株式保有制限法（銀行等保有株式取得機構による株式等の買取り）及び保険業法（生命保険契約者保護機構に対する政府補助）について、適用期限を平成34年3月31日まで延長する等の内容。

25日	◇金融庁、日本証券業協会（日証協）及び東京証券取引所（東証）、「株式新規上場引受に関する検討会」を設置。証券会社が自己で株式を保有している発行会社について、新規公開時に主幹事に就任する場合のルールのあり方などを検討する予定。
29日	◇国際監査・保証基準審議会（IAASB）、合意された手続に関するディスカッションペーパーを公表（コメント期限は2017年3月29日まで）。
30日	◇金融庁及び東証の「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」、機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方に関する報告書を公表。 ◇東証、大阪取引所及び日本証券クリアリング機構、「ブロックチェーン/分散型台帳技術」に関し、2017年春から業界連携型の技術検証を開始する旨を公表。

### ◇12月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2016年 (H28)	12月31日	◇同日時点の財産債務調書から、マイナンバーを記入。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。 ◇個人型の確定拠出年金について、公務員・専業主婦（主夫）・企業年金加入者等の加入が可能となる。
	1月	◇国の機関について、個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携を開始（予定）。 ◇マイナンバーに関する情報提供システム「マイナポータル」利用開始（予定）。
	2月27日	◇「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正府令が施行。法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、必要証拠金率以上の証拠金が必要となる。
	3月15日	◇マイナンバーを記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	3月下旬	◇平成29年度改正税法が成立見込み。
	4月1日	◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の60%→55%）。
	6月3日	◇「消費者契約法」の一部改正法が施行。
	7月	◇地方自治体について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。
	8月1日	◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。
	10月1日	◇NISAの第2期勘定設定期間（平成30年～35年）における口座開設申込手続が開始。この日までに既存NISA口座でマイナンバーを告知している場合、自動で第2期の申込みが行われる。
2018年 (H30)	1月?	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。
	1月1日	◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。 ◇NISAの第2期勘定設定期間が開始。 ◇積立NISAが開始（予定）。
	4月1日	◇(2018年4月1日以後開始事業年度より)法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。 ◇(外国関係会社の2018年4月1日以後開始事業年度より)外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の改正が適用（予定）。
	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。

2018年 (H30)	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISAの初年度(2014年分)投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。
2019年 (H31)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度(8%)の導入。 ◇車体課税の見直し(自動車取得税の廃止、環境性能割の導入)。 ◇(2019年10月1日以後開始事業年度より)地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始(予定)。
2020年 (H32)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
2021年 (H33)	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2023年 (H35)	10月1日	◇適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入開始。

※原則として、11月30日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。ただし、平成29年度税制改正大綱(12月8日公表)に盛り込まれたものは太字で記載。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。

## ◇今月のトピック

## 各種株式報酬のインセンティブ等の比較

～インセンティブや税務・会計上の扱いを考慮して導入することが重要

2016年11月21日 金本 悠希

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161121\\_011424.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161121_011424.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 各株式報酬の内容

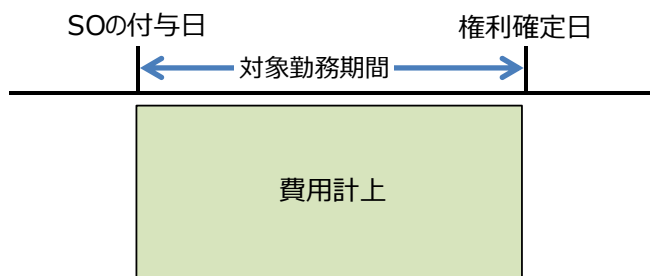
税制適格ストック・オプション	新株予約権（株式をあらかじめ決められた価格で取得できる権利）を報酬として付与するもののうち、役員への課税が、権利行使して取得した株式を譲渡する時まで繰り延べられるもの。
1円ストック・オプション （株式報酬型ストック・オプション）	株式を1円で取得できる新株予約権を報酬として付与するもの。株式とほぼ同等の価値が与えられる。
有償ストック・オプション	新株予約権を公正な発行価額の払い込みと引き換えに付与するもの。
株式交付信託	会社が設定した信託が、会社の拠出資金で株式を取得し、役員等に株式を付与するもの。
譲渡制限付株式	一定期間譲渡が制限される株式を付与するもの。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 スtock・オプションの費用計上

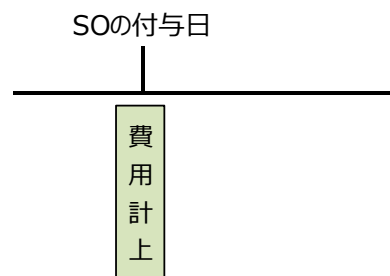
(1) 権利確定条件がある場合（注1）

⇒付与日から権利確定日にわたり、費用計上



(2) 権利確定条件がない場合

⇒付与日に一括費用計上



（注1）条件の達成に要する期間が固定的ではない権利確定条件が付されている場合で、株価条件が付されている等、権利確定日を合理的に予測することが困難なため、予測を行わないときには、付与日に一括費用計上を行う（SO指針第18項）。

（注2）上記の費用計上方法は税制適格ストック・オプションに限らずストック・オプション一般に適用される。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

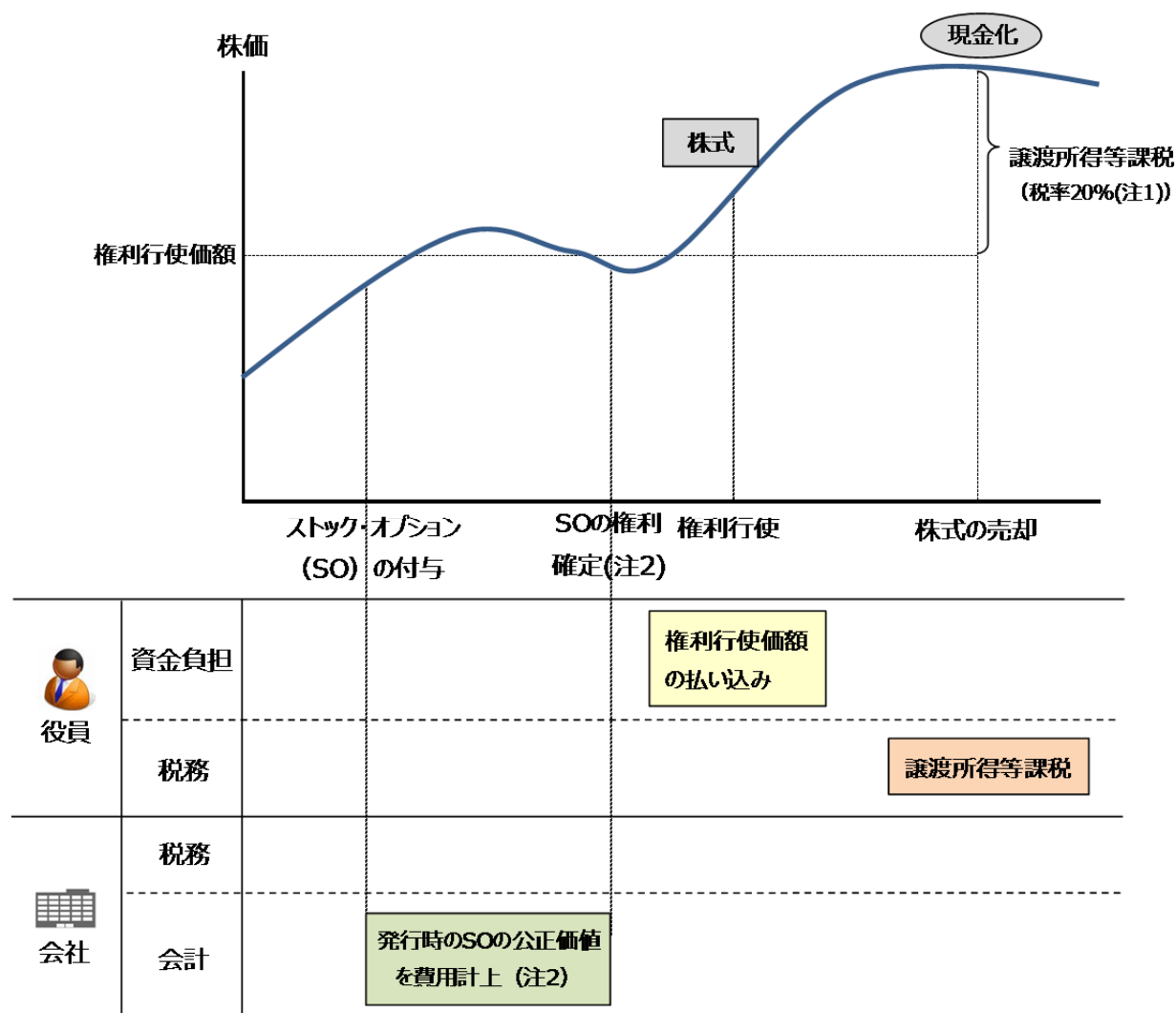
図表3 スtock・オプションの権利確定日の判定

ケース	権利確定日
①勤務条件が付されている場合	勤務条件を満たす日
②勤務条件は明示されていないが、権利行使期間の開始日が明示されており、かつ、それ以前にStock・オプションを付与された者が自己都合で退職した場合に権利行使できなくなる場合	権利を行使できる期間の開始日の前日
③条件の達成に要する期間が固定的ではない権利確定条件が付されている場合	権利確定日として合理的に予測される日

(注) 上記の判定方法は、税制適格Stock・オプションに限らずStock・オプション一般に適用される。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表4 税制適格Stock・オプションの税務・会計上の扱いのイメージ



(注1) 便宜上、税率は復興特別所得税(申告所得に対する所得税額総額の2.1%)を除外している。

(注2) 権利確定条件がない場合(付与時点で権利が確定している場合)、発行時のSOの公正価値に相当する額を付与日に一括費用計上する。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表5 1円ストック・オプションの権利行使時における収入金額の所得区分

ケース	所得区分
原則的扱い	給与所得
退職に起因して権利行使が可能になる場合（注1）	退職所得（注2）
退職後に当該権利の行使が行われた場合において、主として職務の遂行に関連を有しない利益が供与されていると認められる場合（注3）	雑所得

（注1）上記2004年11月2日付国税庁照会事例では、権利行使期間が役員を退任した日の翌日から10日間に限定されている場合が、退職に起因して権利行使が可能になる場合と認められている。

（注2）所得金額＝{(収入金額)－(退職所得控除額)}×1/2とされ、課税負担が軽減されている（ただし、役員等としての勤続年数が5年以下の場合、1/2控除は適用されない）。

（注3）権利付与後、短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上がり益に相当するものが主として供与されている場合など。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表6 スtock・オプションの費用計上方法

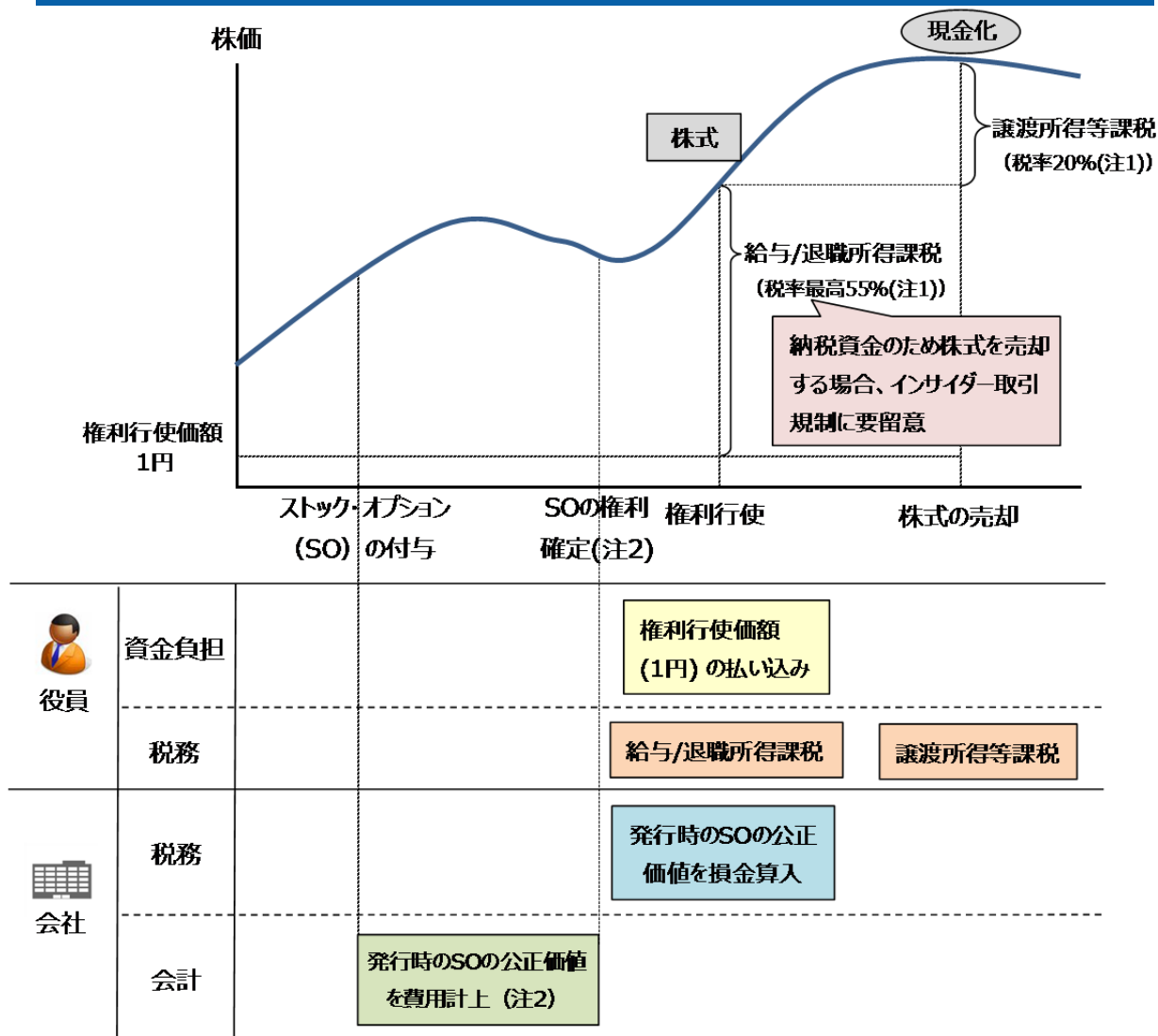
ケース	費用計上方法
任期满了後に権利行使が可能	付与日～任期满了日にわたり費用計上
任期途中退任でも権利行使が可能	付与日に一括費用計上
権利行使期間の開始日が明示され、自己都合退職の場合は権利行使不可	付与日～権利行使期間の開始日の前日にわたり費用計上
業績条件	付与日～権利確定日として合理的に予想される日にわたり費用計上
株価条件	付与日に一括費用計上

（注）上記の費用計上方法は、1円ストック・オプションに限らずストック・オプション一般に適用される。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成



図表7 1円ストック・オプションの税務・会計上の扱いのイメージ

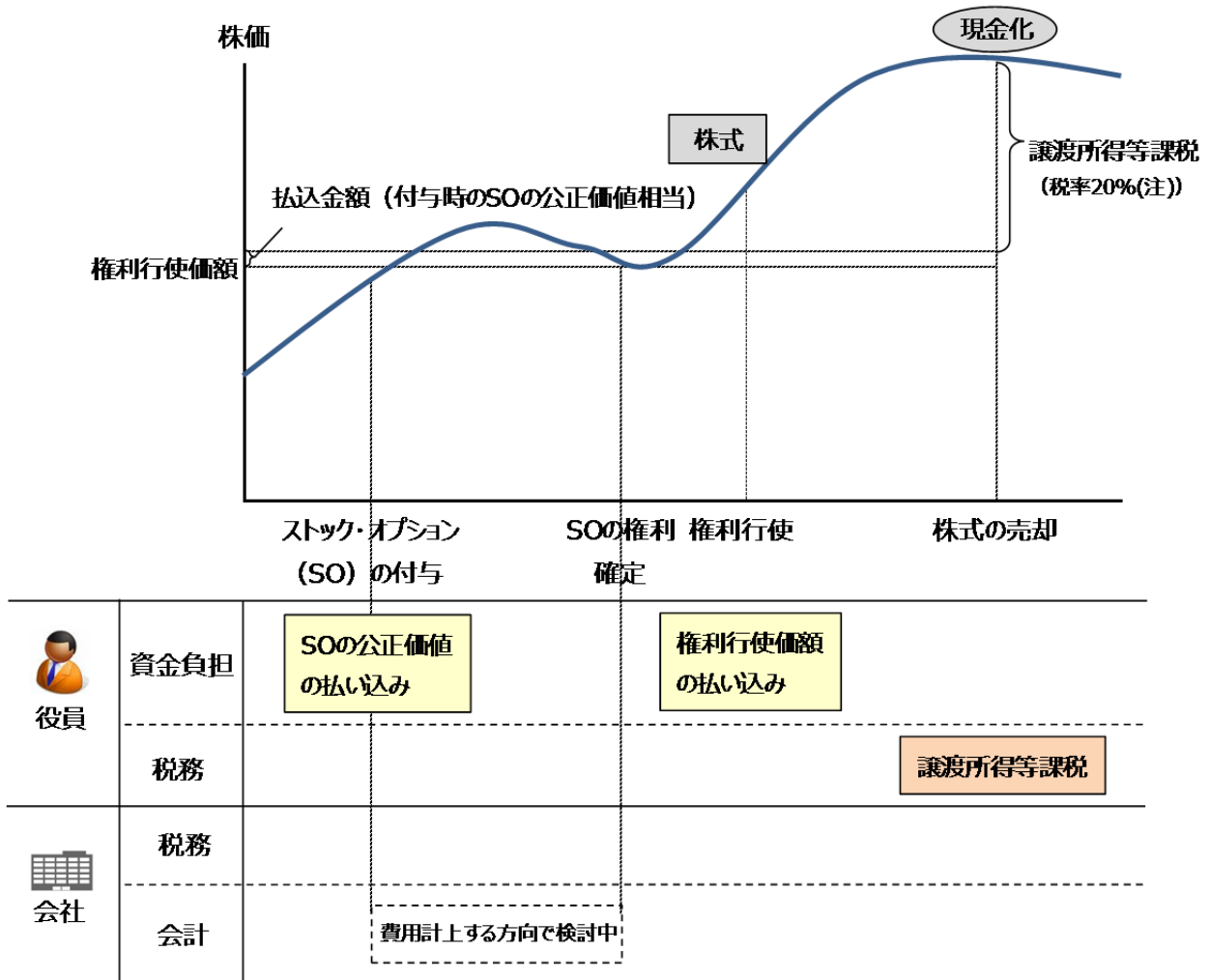


(注1) 便宜上、税率は復興特別所得税（申告所得に対する所得税額総額の2.1%）を除外している。

(注2) 権利確定条件がない場合（付与時点で権利が確定している場合）、発行時のSOの公正価値に相当する額を付与日に一括費用計上する。

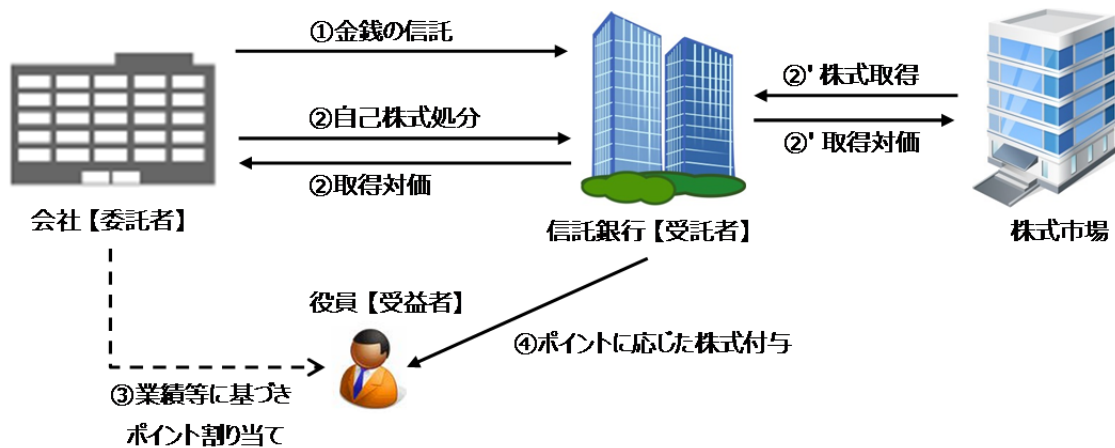
(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表8 有償ストック・オプションの税務・会計上の扱いのイメージ



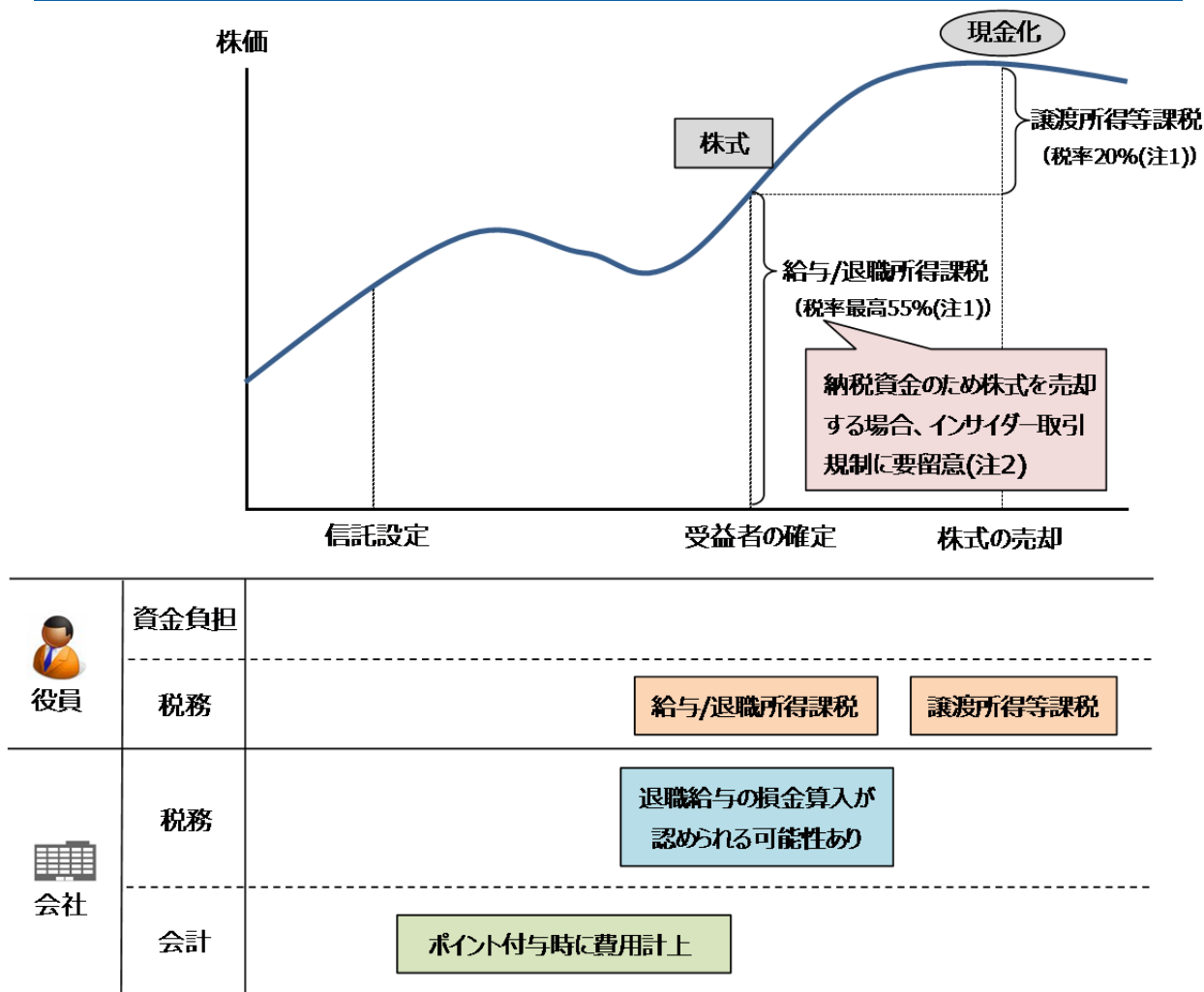
(注) 便宜上、税率は復興特別所得税（申告所得に対する所得税額総額の2.1%）を除外している。  
 (出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表9 株式交付信託の一般的なスキーム



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 10 株式交付信託の税務・会計上の扱いのイメージ

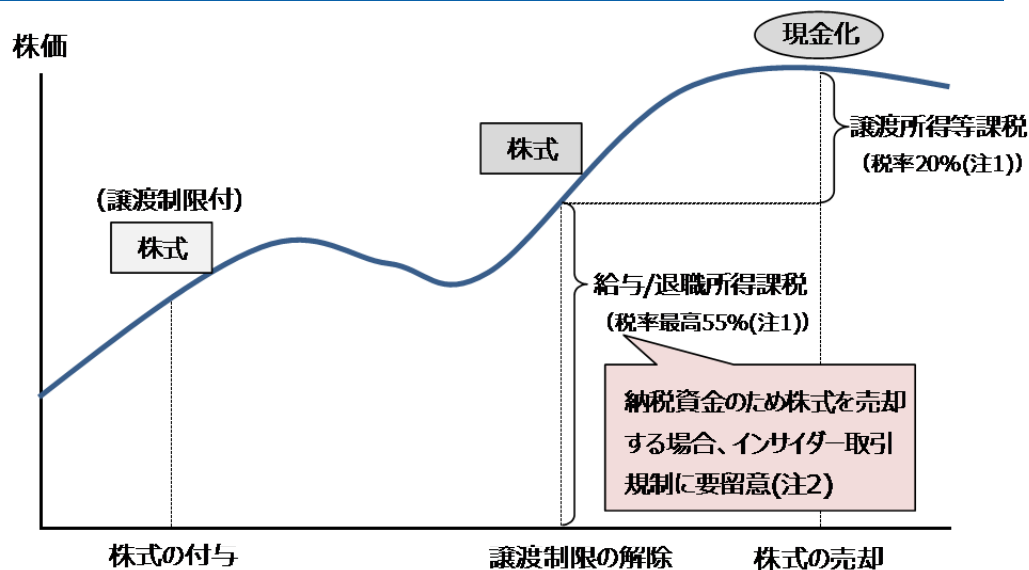




(注1) 便宜上、税率は復興特別所得税（申告所得に対する所得税額総額の2.1%）を除外している。

(注2) 株式買い付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合で、各役員等の拠出金額が1回当たり100万円未満の場合、インサイダー取引規制は適用されない。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 1 1 譲渡制限付株式の税務・会計上の扱いのイメージ



 役員	資金負担	
	税務	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">給与/退職所得課税</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">譲渡所得等課税</div> </div>
 会社	税務	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">現物出資された報酬 債権額を損金算入</div>
	会計	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">現物出資された報酬債権額を費用計上 (譲渡制限期間中)</div>

(注 1) 便宜上、税率は復興特別所得税（申告所得に対する所得税額総額の 2.1%）を除外している。

(注 2) 「知る前契約」を締結することで、規制を適用除外とすることが可能。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 1 2 各株式報酬の比較

	税制適格 S0	1 円 S0	有償 S0	株式交付信託	譲渡制限付株式
内容	新株予約権を付与。	権利行使価額 1 円の新株予約権を付与。	公正な対価（比較的少額）と引き換えに新株予約権を付与。	信託を通じて株式を付与。	譲渡制限付の株式を付与。
インセンティブ					
特徴	権利行使価額以上に株価を上昇させる（相対的に強力）。 権利行使価額を大きく下回る株価水準では、インセンティブは働かない。	株価水準にかかわらず、株価を上昇させる。 逆インセンティブの懸念あり（株価が上昇すると付与数が減少）。	権利行使価額以上に株価を上昇させる（相対的に強力）。 権利行使価額を大きく下回る株価水準では、インセンティブは働かない。 権利行使条件に業績達成を設け、インセンティブを強化するのが一般的。	株価水準にかかわらず、株価を上昇させる。	株価水準にかかわらず、株価を上昇させる。
付与対象	自社又は 50% 超（直接・間接）の子会社等の役員等。	制限なし。	制限なし。	制限なし（信託設定後の役員等にも付与可能）。	自社又は完全子会社の役員等。
金額制限	権利行使の合計額が年間 1,200 万円まで。	制限なし。	制限なし。	制限なし。	制限なし。
税務・会計上の扱い					
役員 （※）	付与時：課税なし	付与時：課税なし	付与時：課税なし	（信託設定時：課税なし）	付与時：課税なし
	行使時：課税なし	行使時：給与/退職所得課税	行使時：課税なし	受益者確定時：給与/退職所得課税	譲渡制限解除時：給与/退職所得課税
	売却時：譲渡所得等課税	売却時：譲渡所得等課税	売却時：譲渡所得等課税	売却時：譲渡所得等課税	売却時：譲渡所得等課税
会社 （税務）	損金算入は認められない。	発行時の S0 の公正価値を損金算入できる。	損金算入は認められない。	役員に退職給与が生じる場合、損金算入が認められ得る。	現物出資された報酬債権額を損金算入できる。
会社 （会計）	発行時の S0 の公正価値を費用計上。	発行時の S0 の公正価値を費用計上。	現状、費用計上されていないが、計上される方向で検討中。	ポイント付与時に費用計上。	現物出資された報酬債権額を費用計上。
その他					
その他			手続が迅速（役員報酬の総会決議不要）。	信託設定に係るコストが発生。	

（※）株式を売却することで納税資金を手当てする場合、インサイダー取引規制に留意が必要（譲渡制限付株式の場合はあらかじめ「知る前契約」を締結しておくことで、株式交付信託の場合は、一定の計画に従って個別の投資判断に基づかず継続的に株式を買い付け、各役員等の 1 回当たり拠出金額を 100 万円未満とすることで、規制の適用を除外することが可能）。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇レポート要約集

### 【15日】

#### 法律・制度 Monthly Review 2016.10

##### ～法律・制度の新しい動き～

10月の法律・制度に関する主な出来事と、10月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

10月は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正法が施行されたこと（1日）、バーゼル銀行監督委員会が最終規則文書「TLAC保有」を公表したこと（12日）、政府税制調査会で配偶者控除見直しが議論されたこと（25日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20161115\\_011405.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20161115_011405.html)

### トランプ氏の金融規制に対する考え方

#### ～ドッド・フランク法は廃止されるのか～

2016年11月8日（米国時間）、米国で大統領選挙が行われ、共和党候補のドナルド・トランプ氏が勝利した。同氏はこれまでの選挙戦において、ドッド・フランク法の縮小・廃止の主張をしていた。

トランプ氏の政策を記載したウェブサイトでは、「ドッド・フランク法を撤廃し、経済成長と雇用創出を促す新しい政策と入れ替えることに取り組む」としている。もっとも、それ以上の具体的な改革案について言及はない。

同日に行われた連邦議会選挙では、上下院ともに、共和党が過半数を占めた。同年7月18日に公表された共和党の政策綱領（事実上の選挙公約）においては、ドッド・フランク法に否定的な見解が示された。なお、共和党議員からは、ドッド・フランク法を修正する金融選択法案（The Financial CHOICE Act）が提出されており、下院金融委員会で2016年9月13日に可決され、下院に送付されている。

また、共和党の政策綱領では、銀行が証券会社と系列関係を持つことを禁止（いわゆる銀証分離）したグラス・スティーガル法（Glass-Steagall Act）の復活を掲げている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20161115\\_011406.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20161115_011406.html)

### 【16日】

#### 決算短信、大幅簡素化へ

##### ～サマリー情報のみの開示も可。コメントの最後の機会～

2016年10月28日、東京証券取引所（東証）は「決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上について」を公表した。これは、同年4月18日に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下「ディスクロ WG 報告」）を受けて決算短信・四半期決算短信の様式の見直しを行うものである。

ディスクロ WG 報告では、見直しの方向性として、監査・四半期レビューが不要なことの明確化、速報性に着目した記載内容の削減、開示を要請している事項の限定等による自由度の向上を示している。サマリー情報については開示が義務であることについて要請に改め、サマリー情報のみの開示（財務諸表や主要な注記なし）も認めることとしている。

東証のパブコメでは、このうち上場規程改正による部分（サマリー情報の開示の義務化を要請に改める部分）のみをコメントの対象として示しており、開示要請項目の見直し部分は含めていない。しかし、今後のスケジュール等を考えると、財務情報の利用者が、決算短信・四半期決算短信のあり方にコメントができるラストチャンスであろう。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20161116\\_011411.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20161116_011411.html)

## 【21日】

### 各種株式報酬のインセンティブ等の比較

#### ～インセンティブや税務・会計上の扱いを考慮して導入することが重要～

近年、コーポレートガバナンスの強化の流れの下、役員に対して株主と同じ目線で株価を向上させるインセンティブを与える株式報酬が注目されている。

主な株式報酬として、税制適格ストック・オプション、1円ストック・オプション、有償ストック・オプション、株式交付信託、譲渡制限付株式がある。これらのうち、税制適格ストック・オプションと有償ストック・オプションは、一般的に、株価が一定水準以上に上昇するよう企業価値を向上させるインセンティブが相対的に強力に働くが、株価が大きく下落している局面ではインセンティブは働きにくいという特徴がある。一方、1円ストック・オプション、株式交付信託、譲渡制限付株式は、一般的に、株価水準にかかわらず、株価が上昇するよう企業価値を向上させるインセンティブが働くという特徴がある。

また、これらの株式報酬は、役員に対する課税のタイミングや会社における損金算入の可否といった税務上の扱いや、費用計上の要否といった会計上の扱いが異なっている。株式報酬を導入する企業は、インセンティブの特徴や税務・会計上の扱いを踏まえ、自社のガバナンスにとって望ましい株式報酬を組み合わせる必要がある。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161121\\_011424.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161121_011424.html)

## 【29日】

### トランプ氏の税制改革案—所得税編

#### ～米国は所得税の再分配機能を弱める方向に～

2016年11月8日（米国時間）、米国で大統領選挙が行われ、共和党候補のドナルド・トランプ氏が勝利した。本稿では、トランプ氏のウェブサイトを示されていた所得税改革案をトランプ氏の案とみなして分析し、米国の改革の方向性および日本へのインプリケーションについて述べる。

トランプ氏の税制改革案を概観すると、最高税率の引き下げ（39.6%→33%）を伴うブラケットの削減（7段階→3段階）と所得控除の拡大（基礎控除の拡大など）の両面により、所得税の持つ所得再分配機能を弱めるものである可能性が高そうである。

これらの税制改革の方向性は、日本における近年の税制改革とは逆の方向を向いている。米国の税制は日本の税制改革を行う際の論拠の一つとなりがちであることを考えると、今後の日本の税制改革に影響を与える可能性もある。

もっとも、項目別控除における制限案など、トランプ氏の改革案については詳細が明らかになっていない。また、財政制約や議会の意向により修正されることも十分に考えられる。いずれにしても、米国の税制改正の動向を注意深く見守る必要があるだろう。

なお、トランプ氏は児童や老親等のケア費用のための新たな非課税貯蓄口座として扶養親族ケア貯蓄口座（DCSAs）を設けるとしており、日本における自助努力の資産形成を支援する制度の議論にも影響を与える可能性もある。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161129\\_011449.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20161129_011449.html)

## ◇11月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日本経済新聞 (11月5日付朝刊21面)	所得税の控除の全体像（特に配偶者控除） についてコメント	是枝 俊悟

## ◇11月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
11月1日 掲載	コラム：TLAC保有がTier 2控除となるのはどの部分？ <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20161101_011361.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20161101_011361.html</a>	鈴木 利光
11月4日 収録	大和スペシャリストレポート：消費税増税再延期で他制度はどう変わる？ <a href="http://www.daiwatv.jp/contents/analyst/report/20708-112/">http://www.daiwatv.jp/contents/analyst/report/20708-112/</a>	小林 章子
11月24日 掲載	コラム：フェア・ディスクロージャー・ルールと決算短信簡素化 <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20161124_011433.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20161124_011433.html</a>	吉井 一洋